

鶴岡市上下水道部発注における総合評価落札方式実施要綱

令和元年12月5日上下水道事業告示第25号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する競争入札（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の権限に属するものに限る。）における、工事又は委託の請負（以下「請負」という。）を対象に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2第1項に規定する、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 総合評価落札方式の対象となる請負は、次の各号のいずれかに該当する請負であって市長が必要と認めたものとする。

- (1) 技術的な工夫の余地が大きい業務において、発注者の求める業務内容を実現するための提案（安全対策、交通・環境への影響、運用手法、性能・機能・品質、履行期間の縮減等）を求め、価格との総合評価をすることが適当と認められる請負
- (2) 技術的な工夫の余地が小さい業務において、成果物の品質を確保するため、当該業務と同種又は類似業務の経験、成績等に基づく技術力及び地域精通度等、入札価格以外の要素と入札価格を一体として総合評価することが適当と認められる請負

(学識経験者の意見の聴取)

第3条 市長は、施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により、あらかじめ2人以上の学識経験者（以下「識者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 識者からの意見の聴取は、次に掲げる事項その他請負の内容により意見の聴取が必要と認める事項について行う。

- (1) 総合評価落札方式を行おうとする請負に係る、総合評価落札方式による入札を行うことの適否
- (2) 落札者決定基準（施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。）を定めるに当たっての事項
- (3) 落札者決定基準及び入札価格に基づいて落札者を決定するに当たり、改めて識者へ意見を聴取する必要性の有無

- (4) 前号において必要性が有ると示された場合において、当該落札者決定にあたり必要とされる事項

(総合評価の方法)

第4条 総合評価落札方式における評価は、次の各号のいずれかの方法で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

- (1) 入札者の参加資格や技術提案等に関する各評価項目の得点の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除する方法
- (2) 入札価格を点数化した価格評価点と技術評価点を足し合わせる方法

(入札の公告)

第5条 市長は、総合評価落札方式による請負の発注を行う場合は、一般競争入札又は指名競争入札に係る事項のほか、次の事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の適用となる請負であること。
- (2) 仕様書等
- (3) 審査基準（入札参加要件）
- (4) リスク分担に関する事項
- (5) 総合評価に係る資料（以下「技術資料」という。）の提出日、内容及び様式等の必要事項
- (6) 総合評価落札方式に係る評価項目、評価基準、得点配分
- (7) 落札者決定方法
- (8) 総合評価内容の履行の確保及び不履行時の措置
- (9) 配置予定技術者等のヒアリングの有無
- (10) 入札参加資格通知の日時
- (11) 入札及び開札の日時
- (12) 落札者決定の予定日時

(予定価格の事後公表)

第6条 市長は、総合評価落札方式を利用した請負に係る公告を行うに当たり、鶴岡市公共工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する実施要綱（平成17年鶴岡市訓令第33号）第4の第2項第1号②の規定にかかわらず、入札予定価格を事後公表することができる。

(入札参加希望者)

第7条 総合評価落札方式による一般競争入札に参加しようとする者又は技術資料等の提出を求める者として選定された者（以下「入札参加希望者」という。）は、必要に応じ市長が別に定めるところにより技術資料等を提出しなければならない。

(技術資料等の提出等)

第8条 入札参加希望者は、市長が別に定める期日までに、入札に関する質問を書面により行うことができる。

2 市長は、前項の質問があった場合は、別に定める期日までに書面により回答しなければならない。

3 市長は、必要に応じて入札参加希望者から提出された技術資料等についてヒアリングを実施することができる。

(入札参加資格の審査及び決定)

第9条 市長は、入札参加希望者から技術資料等の提出があったときは、当該書類について内容を確認のうえ、鶴岡市上下水道部工事指名競争入札参加者審査委員会若しくは鶴岡市上下水道部委託業務指名競争入札参加者審査委員会（以下「審査会」という。）又は鶴岡市上下水道部プロポーザル方式等による事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査により入札参加資格の有無を決定するものとする。

2 前項における審査を行うに当たり、市長は、当該入札参加希望者に対し必要に応じて当該書類について意見等を求めることができる。

3 市長は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を決定したときは、定められた期日までに通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者から、別に定める日までに、その理由について説明を求められたときは、当該入札参加希望者に対し回答しなければならない。

(落札者の決定)

第10条 市長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者として決定する。この場合において、第3条第2項第3号の定めるところにより識者の意見を聴取することとされた請負については、識者の意見を聴き、審査会若しくは選定委員会の審査により落札者を決定する。

2 前項の場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより

落札者を決定するものとする。

(低入札の調査)

第11条 市長は、建設工事又は建設工事関連業務委託に係る入札価格が最低制限価格を下回った場合においては、低入札調査を実施するものとする。

(入札結果等の公表)

第12条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに次の事項を公表するものとする。

(1) 落札者の名称

(2) 各入札参加者の入札価格、技術評価点及び評価値

(評価内容の担保)

第13条 提出された技術資料等に記載された内容については、当該契約書の添付資料とし、履行確認を行うものとする。

2 市長は、落札者の責めにより技術資料等に記載した内容を履行できなかったときは、入札の公告において明示した措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第14条 この告示に基づき入札参加希望者から提出された技術資料等の書類の内容については、公表しないものとする。

(技術資料等の作成費用)

第15条 この告示に基づき入札参加希望者が提出する技術資料等の書類の作成に要する一切の費用は、当該入札参加希望者の負担とする。

(その他)

第16条 この告示に定めのない事項及びこれにより難い事項については、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年12月5日から施行する。